

請 書

令和6年9月13日

横浜市交通事業管理者 様

所在地 横浜市鶴見区尻手3-8-2
商号又は名称 SKGホールディングス株式会社
代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお届けします。

件 名 フィットライトテープ#738(積水化学・N738M04)1箱ほか

契約区分 確定契約 概算契約(概算数量契約)

契約金額

	百	十	万	千	百	十	円
			5	2	8	0	0

課税業者(うち取引に係る消費税及び地方消費税額)

	万	千	百	十	円
		4	8	0	0

免税業者

件 名 (品名:品質、形状等)	数 量	単 価	金 額
別途内訳の通り	1式	48,000	48,000
小計			
消費税及び地方消費税額			
合 計			48,000

納入場所(履行場所) 交通局新羽保守管理所設備区

納入期限(履行期間) 契約決定した日から30日以内

前 金 払 しない する
部 分 払 しない する(回以内)
部 分 払 の 基 準 設計書のとおり

支 払 時 期 の 特 約 の 確 認 適法な請求書を受領した日から起算して30日以内

契約約款の適用 物品供給契約約款 物品製造(印刷製本)契約約款
 委託契約約款 修繕請負契約約款
 賃貸借契約約款 設計・測量等委託契約約款

※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

※ 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程(平成20年4月水道局規程第7号)第3条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程(平成20年3月交通局規程第11号)第3条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。